

平成 2 8 年 第 1 2 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日)

召集年月日 平成28年11月28日(月)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成28年11月28日 午後3時05分

閉会 平成28年11月28日 午後3時25分

出席委員(10名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門  
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 7番 桑田 建太郎  
10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治 12番 松井 厚雄  
14番 古池 洋子

欠席委員(2名)

6番 神野 淳一 8番 松宮 重信(職務代理)  
9番 細川 正博 13番 見城 紀彦

出席事務局

次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

報告第14号 農地変換届

事務局次長 皆様ご苦労様です。  
ただ今から、平成28年第12回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、6番神野委員、8番松宮委員、9番細川委員、13番見城委員の4名から欠席の連絡を受けておりまして、反田局長は議会のため欠席でございます。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件を予定しております。  
開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、平成28年第12回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
先日は福井県農業委員会大会にご参加いただきお疲れ様でした。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]  
議 長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、10名でございます。おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]  
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 菅原委員さんと 4番 岡委員さん

を指名いたします。

[日程 2、日程 3]

議長 日程2 議案第32号と、日程3 議案第33号の農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については関連する議題でございますので、一括審議といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長。

議案第32号及び第33号は、〇〇の〇〇氏と〇〇氏それぞれが所有する農地を交換するものであります。詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

〇〇氏は申請地を平成〇〇年〇月から〇〇月の〇年間、譲渡人の〇〇氏から利用権設定により借受けておりまして、今回、所有権移転により申請地を取得しますが、代替として、〇〇氏が所有する議案第33号の3筆を等価交換により〇〇氏へ譲渡します。

〇〇氏は水稻を行いたく、〇〇氏は高齢で水稻が難しいため、現在〇〇〇の県道沿いで平成〇〇年〇〇月に農地変換届が提出され、平成〇〇年〇月までの工事期間で畑への変換工事がなされている〇〇氏の農地を取得します。

そのため、議案第33号により〇〇氏の所有の農地が下限面積の〇反未満となり、農地法3条の許可判断は農地法第3条第2項各号に該当しないことが前提ですが、〇〇氏はこれまで耕作しておりましたし、今回の申請目的が交換であることから、事務局は許可できるものと判断いたしました。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員           はい、議長

岡委員           本案につきましては、25日の午前に、神野委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

〇〇氏が取得する申請地は水稻をするための管理がされております。

〇〇氏が取得する申請地は事務局の説明のとおりで、許可できるものと判断いたしました。

議長           事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長           ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長           ご異議がないようでございますので、議案第32号及び議案第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 4]

議長           日程4 報告第14号農地変換届を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

次長           報告第14号は〇〇の〇〇氏が所有の農地を農地変換により畑にするものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記           (議案朗読)

議長           ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても農地委員さんに現地を確認して頂いており

ますのでご報告お願いいたします。

岡委員           はい、議長。

岡委員           本案につきましても25日に確認してまいりまして、申請地は今年まで水稲がされておりました。申請者は〇〇に在住で、後継者も水稲が難しいことから畑に変換するとのことです。

議     長           ご報告ありがとうございました。  
それでは何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員         盛土の高さは、発電所の土が出るからなのか、申請者が必要としている高さなのか。

次     長           申請者が必要としていまして、現状の水田は道路高より1m低くなっておりますので、1m40cmの盛土で道路高より40cm高くなります。

議     長           それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。  
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局           ・農業委員会だより作成について  
                  ・次会開催日報告

議     長           それではこれで、平成28年第12回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。